

常務委員会設置規則

徳島県都市計画審議会条例（昭和44年徳島県条例第25号）第6条第1項の規定により審議会に常務委員会を置く。

附 則

この規則は、昭和44年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成12年4月28日から施行する。